

登録申請者各位

令和7年6月

建築士法施行規則改正に伴う誓約書の改訂について

刑法改正に伴い建築士法施行規則が改正(令和7年6月1日施行)され、誓約書が下記のとおり改正されました。(次頁もあわせてご確認ください)

・建築士法施行規則 第六号書式添付書類(ハ)誓約書

2中「禁固以上の刑に処せられ」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 67 号)による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 13 条に規定する禁固以上の刑に処せられた者を含む。)11 において同じ。であつて」に改正

同添付書類 11 中「禁固」を「拘禁刑」に改正

令和7年6月1日以降の建築士事務所登録申請については最新版の誓約書をご使用いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

※お手元に保存されている書式データについても最新版へのアップデートをお願いいたします。

問合せ先

神奈川県指定事務所登録機関

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課

電話 045-228-0755

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名又
は法人名称及び代
表者の役職・氏名

神奈川県指定事務所登録機関
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処された者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所についての登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入して下さい。